

## Contents

---

### Bureau

---

#### 第3回国際知的財産権・産業安全保障年次会議ーソウル

韓国ソウルで5月に開催された、第3回国際知的財産権・産業安全保障の年次会議において、AIPPIのPresidentとして講演しました。

*(John Bochnovic, President of AIPPI)*

#### 第1回ACPI-AIPPI地域セミナーー2013年6月18日、コロンビア(ボゴタ)

コロンビア知的財産協会(ACPI)とAIPPIの共催による初めての地域会議が、110名を超す参加者を迎えて開催され、ACPIとAIPPIコロンビア部会の会長を兼任するJuan Carlos Cuestaが、各国からの参加者や講師、当局の担当者に歓迎の挨拶をしました。このセミナーでは、公共政策、不正競争、特許および商標の有効性、データ保護など7つのテーマを扱い、国内外の民間・公共部門から講師を迎えて講演いただきました。またAIPPI本部からも、Vice PresidentならびにAssistant Secretary Generalに出席いただきました。今回の成功を踏まえ、ACPIの執行部はすでに、2014年の第2回に向けて計画を立てています。

*(Felipe Claro, Vice President of AIPPI)*

#### **統一特許裁判所(UPC)の手續規則に関するパブコメ募集**

欧州連合では、統一特許裁判所(UPC)の設置に向けた準備が進められています。準備委員会はこの程、裁判官、弁護士、業界代表者など専門家の意見を取り入れて作成した手續規則の草案を発表しました。この手續規則案について、2013年10月1日まで、利害関係者からのコメントを受け付けています。詳細は、UPCのウェブサイト([www.unified-patent-court.org](http://www.unified-patent-court.org))の[CONSULTATIONS]をご覧ください。

準備委員会は、ユーザーや実務者の要求を満たすような特許裁判所の設置を目指しており、利害関係者から意見を聞くことを重視しているため、Bureauは、この手續規則案に対してAIPPIとしての見解を提出することを決めました。10月1日のコメント締切り前に提出できるよう、作成した案をヘルシンキ執行委員会において検討し、採決する

予定です。

このプロジェクトの緊急性を考え、Bureau、Programme Committee、および特許権行使のテーマを多少なりとも扱っているか、この重要なプロジェクトについて何らかの関わりがあるすべての Special Committee の役員ならびに委員に対し、意見を求めます。なお、Special Committee 議題 162 の Jochen Pagenberg (Chair) および Alan Johnson (Secretary) が、このプロジェクトのリーダーになることを申し出てくれました。

また、このプロジェクトの性格や範囲を考え、かつ AIPPI としての見解にしっかりした根拠を持たせるため、すべての部会および Independent Member の代表に対しても、この重要なプロジェクトに参加する機会についてお知らせします。参加を希望される方は、2013年8月5日までに、Fabienne Martin (<mailto:f.martin@aippi.org>) 宛てにコメントを提出してください。

コメントはすべて、同じフォーマットでお願いします。最初にどの規則かを指定し、その条文の(短い)抜粋を記載し、何を変更すべきかを説明してください。あるいは、新たな条文を提案するか、その条文が認められない理由を述べていただいても結構です。また例外的なケースとして、例えば、ある規則が議論の対象になっている場合に、その規則が望ましく、変える必要はないという意見も可能です。

*(Thierry Calame, Reporter General of AIPPI)*

### プレーンパッケージに関するアンケート—Trademarks Committee

オーストラリアにおけるプレーンパッケージの法律や、その他いくつかの法域における同様の法制化の構想、さらに2012年AIPPIソウル総会でのワークショップ「プレーンパッケージ—すべり坂となるか」の開催を受け、AIPPIはプレーンパッケージ採用の法的根拠について、さらに詳しく調査しようと考えており、Trademarks Committee (議題212)とReporter Generalのチームがこの趣旨の[アンケート](#)を作成し、各国の部会へ送付しました。

この調査の目的は、プレーンパッケージの問題について、公益への配慮に基づいて特定の分類の製品における商標の使用を制限または禁止するような国内制度の法的枠組みを考慮に入れて、より広い範囲で調査するとともに、影響を受ける商標権者は、そうした状況において、どのような権利を有することができるかについても調査することです。

すでに複数のWTO加盟国が、WTO紛争解決手続に従って、オーストラリアのたばこ

プレインパッケージ法を提訴しており、現在も協議が進行中で、小委員会（パネル）は設置されていませんが、2013年の初秋には設置され、手続が開始される見込みです。Bureauとしては、プレインパッケージに関するアンケート調査の結果によっては、小委員会へのアミカス・キュリエ意見書の提出も考えています。また、この意見書を出す場合の確たる根拠とするべく、ヘルシンキ執行委員会において、プレインパッケージに関する決議の採択も検討しています。

この目標を達成するため、各部会には、8月19日までに[アンケート](#)に回答くださるよう要請しています。

なお、この重要なプロジェクトに貢献したいという方は、所属部会の会長または事務局にお問い合わせください。

*(Thierry Calame, Reporter General of AIPPI)*

---

## AIPPI Committee

---

### [国際的な著作権条約による新たな制限や例外](#)

2013年6月27日、モロッコのマラケシュで開催されたWIPO外交会議において、著作権に関する歴史的な条約が採択されました。全盲、視覚障害あるいは活字障害の人々の出版物へのアクセスを促進するためのこの条約により、視覚障害者に対する著作権の制限や例外についての国際的な制度調和が図られます。この条約は、長期間にわたる交渉の末、採択されました。

*(Sanna Wolk, Co-chair Copyright Committee of AIPPI)*

---

## 2013年AIPPIフォーラム&執行委員会

---

### [AIPPIフォーラム&執行委員会ーヘルシンキ、2013年9月5日～11日](#)

ヘルシンキ・フォーラム&執行委員会への登録2次締切りは8月5日です。

AIPPIフォーラム&執行委員会の開催が近づいています。すでに850名を超える参加登録があり、フォーラム&執行委員会として過去最多の参加人数を記録すると予想しています。

*(Laurent Thibon, Deputy Secretary General of AIPPI)*

暫定プログラムをご覧になれます：[英語](#)・[スペイン語](#)

宿泊・交流イベントなどに関する情報は[こちら](#)からご覧になれます。

参加者リストのダウンロード

フォーラム&執行委員会の参加登録者のリストを[こちら](#)からご覧になることができ、本部ウェブサイトでも近々公開します。また、AIPPI 会員の皆様は、参加者の住所などの情報を、ウェブサイトの Members のページで閲覧できます。

### **ARIPO 制度に基づくアフリカにおける知的財産権の保護に関する特別会議**

アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) の Fernando dos Santos 長官が、ARIPO のアフリカにおける知財保護の役割について紹介します。日時は 2013 年 9 月 7 日 (日) 16:00 ~ です。プログラムや講演者リストの最新情報については、本部ウェブサイト ([www.aippi.net](http://www.aippi.net)) をご覧ください。

*(AIPPI General Secretariat)*

### **[ヘルシンキ 2013 年 AIPPI フォーラム&執行委員会におけるスポンサー募集のご案内](#)**

このような広範囲にアピールできる絶好の機会を生かすためのスポンサー、出展、さらにはメディアパートナーについてご案内します。

*(AIPPI General Secretariat)*

---

## **2014 年 AIPPI 国際総会**

---

### **トロント総会の議題**

カナダのトロントで開催される第 44 回国際総会の作業プログラムは、次のような 4 件の議題で構成されます。

1. 特許法に関する議題  
第二医薬用途及びその他の二次的な用途に関するクレーム
2. 商標法に関する議題  
マドリッド制度に基づく基本的な標章の要件
3. 著作権法に関する議題  
著作権法における消尽の問題

#### 4. 知的財産全般に関する議題

知的財産の実施許諾と破産

これら 4 件の議題はすべて、執行委員会において大多数の賛成で承認されました。Reporter General のチームは、作業ガイドライン案の作成に取りかかり、ヘルシンキ執行員会において、9月7日（土）の午後4時から、トロント総会の議題発表を行います。その後は例年どおり、部会を通じて各議題への意見を述べる機会があります。トロント総会の4件の議題の概要は[こちら](#)からご覧になれます。

*(AIPPI General Secretariat)*

---

#### 今後の行事

---

##### **2013年8月：第33回 ABPI 知的財産国際会議**

ブラジル最大で、かつ中南米においても主要な知財団体の一つである ABPI（ブラジル知的財産権協会）の第33回国際会議が、「ニューエコノミーにおける知的財産と知識型社会」というテーマで開催されます。開催日は8月18日～20日、会場はリオデジャネイロの Windsor Barra Hotel です。

詳細はこちらをご覧ください：<http://www.abpi.org.br/congresso/defaulteng.asp>

*(Brazilian Group of AIPPI)*

##### **2013年10月：第14回 FICPI オープン・フォーラムー2013年10月2日～5日**

詳細は下記をご覧ください。

[https://www.aippi.org/download/flyers/FICPI\\_Sorrento2013\\_Forum\\_Flyer.pdf](https://www.aippi.org/download/flyers/FICPI_Sorrento2013_Forum_Flyer.pdf)

*(FICPI)*

##### **2013年10月：WIPO 仲裁ワークショップー韓国ソウル、2013年10月10日・11日**

このワークショップは、WIPO 仲裁調停センターが、韓国の法務部（MOJ）、文化体育観光部（MCST）、特許庁（KIPO）、および商事仲裁委員会（KCAB）と共同で開催します。ワークショップの目的は、仲裁の当事者および仲裁人に対する、実践的な基礎訓練を集中的に行うことです。ワークショップの内容は、各国の高名な仲裁人や知財専門の弁護士による講演、指導付きの実践的な演習や、参加者と指導者とのディスカッションなどです。このワークショップを修了すると、国際商事仲裁の実質的な要素や、知的財産の紛争における他の紛争解決のオプション、特に訴訟と比べた場合の仲裁の利点（限界）について理解を深めることができます。また参加者は、ADR（裁判外紛争処

理手続)における WIPO 仲裁調停センターの役割や、仲裁条項・規則に関する実践的な情報を得ることもできます。また、比較の目的で、他の仲裁機関の仲裁規則についても触れます。詳細は以下のリンク先をご覧ください。

[www.wipo.int/amc/en/events/](http://www.wipo.int/amc/en/events/)

*(WIPO)*

#### **2013 年 10 月 : WIPO ドメイン名紛争処理に関する上級ワークショップ : 前例および実務に関する最新情報—ジュネーブ、2013 年 10 月 29 日・30 日**

WIPO 仲裁調停センターが主催するワークショップです。今年を中心的なテーマは、「主な UDRP (ドメイン名紛争統一処理方針) の問題に対する WIPO 小委員会による見解の概要—第 2 版 (WIPO Overview 2.0)」で要約されている先例についてです。また、UDRP による裁定の先例やプロセスに関する動向にも特に注目するとともに、導入が計画されている新たな gTLD に関連した ICANN の権利保護メカニズム (RPM) の概要も紹介します。これには、WIPO が管理する法的権利に基づく申立て (LRO) 手続きに関する最新情報も含まれます。詳細は以下のリンク先をご覧ください。

[www.wipo.int/amc/en/events/](http://www.wipo.int/amc/en/events/)

*(WIPO)*

#### **2013 年 : イスラエル部会による国際会議**

AIPPI イスラエル部会は、テルアビブ大学法学部と共同で、知的財産に関する国際会議を、今年の後半にテルアビブで開催します。詳細は近々お知らせします。

*(Israeli Group of AIPPI)*

#### **2014 年 2 月 : AIPPI スペイン部会創立 50 周年**

1963 年 5 月 7 日の設立以来、AIPPI スペイン部会の活動は尊敬を集め、産業財産制度のあり方に重要な影響を与えてきました。

この節目にあたり、スペイン部会理事会は、この 50 年の間、質の高い資料を提供してきたという部会の特色にちなんで、知的財産研究に関する記念書籍を刊行することで合意しました。

また、2014 年 2 月にバルセロナで開催される、次回の年次総会では、50 周年を記念した交流行事も開催されることになっています。

*(Spanish Group of AIPPI)*

---

## 記事・解説

---

### イタリア：導入から2年を迎えた商標異議申立制度の概況

2011年5月、イタリア特許商標庁（IPTO）は、長く待ち望まれた異議申立制度の運用を開始し、これまでに、イタリアの商標出願（およびイタリアを指定国とした国際商標出願）に対し、2,400件を超える異議が申し立てられています。手続規則は、共同体手続に厳密に沿っています。名声は、非類似の商品またはサービスに関する異議申立の有効な根拠にはなりません。商標の名声を行使するには、知財裁判所に対して取消訴訟を提起する必要があります。

*(Silvia Grazioli, Bugnion S.p.A., Milan, Italy)*

### スイス：たばこの商標：「Activate」や「Release」は、スイスの法律では識別力があるとみなされる

スイス連邦知的財産庁は先ごろ、たばこの商標（第34類）の分野における2件の異議申立に対して審決を下しました。

1件目は、「Activate」という文字商標の所有者が、「L&M Activate Fresh Flavour」という文字・図形商標の所有者を相手取って申し立てた異議に関するもので、2件目は、「FlavoRelease」という文字・図形商標と、「Release」という商標の混同のリスクに関するものです。

この記事では、これら2件に対する審決について解説します。

*(Thomas Widmer, LALIVE, Geneva, Switzerland)*

### オランダ：リバース・ペイメントによる和解の反トラストの視点に立った分析に関する、大西洋の両側における動向：Lundbeck社とActavis社

2013年6月20日、欧州委員会は、抗うつ薬シタロプラムの後発品に関するリバース・ペイメント契約の問題で、デンマークの製薬会社Lundbeckに対し9380万ユーロ、および4社の後発医薬品メーカーに対し5220万ユーロの罰金を科しました。その数日前、米国では最高裁が、FTC vs. Actavis事件において、リバース・ペイメント契約自体は反競争的ではないが、「合理の原則」テストに基づいて、事案ごとに精査する必要があると判示しました。

*(Herman Speyart, NautaDutilh, Amsterdam, The Netherlands)*

### オランダ：欧州におけるソフトウェア特許に関する論争：控訴裁は EPO の見解を支持

ハーグ控訴裁判所は、オランダの特許事件における唯一の控訴裁判所ですが、今回初めて、ソフトウェア特許に関する基本的な問題（コンピュータ実施発明）に対する見解を示しました。この問題については、欧州各国の間で見解が同じではありません。例えば、先行技術から見て、ソフトウェア自体、または提供される情報自体が「特許対象外の技術」に分類される場合、そのクレームの対象全体に特許性がない、という考え方がありますが、控訴裁は欧州特許庁（EPO）の運用に沿って別の考え方を取り、そのクレームに少しでも技術的特徴が含まれていれば、例えば、キーボード／プロセッサ／モニターの組合せのような些細なものであっても、対象には特許性があり、ただし、新規性や進歩性によって特許が認められないことはあると判示しました。この後者のアプローチは EPO の運用に沿ったもので、今回、ハーグ控訴裁判所も取り入れました。

*(John Allen, NautaDutilh, Amsterdam, The Netherlands)*

### 英国最高裁：無効の特許クレームの「侵害」に対する損害賠償は認められない

有効であり侵害されたと判断された特許が、損害賠償の審理が行われる前に、制限あるいは取消の対象となった場合は、どうなるのでしょうか。

最高裁は、*Virgin Atlantic Airways vs. Zodiac Seats* 事件において、控訴審までの判決を覆し、侵害者は、侵害認定後に特許が取り消された事実<sup>1</sup>に依拠することが認められるため、損害賠償は生じないと判示しました。そして、「侵害者」は有効性に関して再度主張しようとしているのではなく、その特許はもはや効力がなく、かつ、もともと存在しなかったとみなされるという、早い段階では提起されず、提起し得なかった事実<sup>2</sup>に依拠しているため、既判力の法理は適用されないとしました。

*(Michael Browne, Redd Solicitors, London, United Kingdom)*

### 米国ードイツ：プロバイダー責任：EU と米国の違いを示す新たな事例

Web 2.0 以降、インターネットは受動的にコンテンツを見るだけのものではなくなり、ユーザーどうしがやり取りして一緒に作業することもでき、その結果として生まれたものの一つが、ネット上に広がっているユーザー作成コンテンツ（UGC）ですが、UGC には、知的財産権（特に著作権や商標権）を明白に侵害するものがしばしば見受けられます。ホスティング・プロバイダー（米国ではインターネット・サービス・プロバイダー、ISP）は、作成されたコンテンツをネット上で利用可能にするための中心的な役割を果たします。プロバイダーと知財の権利所有者との公正なバランスを見出すべく、各国法域では今なお苦闘が続いていますが、EU と米国の事例を見ると、根底の概

念やそれによってもたらされる結果が両者でかなり異なっているように思われます。

*(Corey Field, BALLARD & SPAHR, Los Angeles, USA and Jan Bernd Nordemann, Anwaltssozietät BOEHMERT & BOEHMERT, Berlin, Germany)*

#### 米国最高裁 (Myriad 事件) : 自然発生的な DNA 断片に関する特許保護は不可、合成的に作られた cDNA は可

米国最高裁は Myriad 事件において、自然発生的な DNA 断片は、分離されたものであっても、米国特許法においては特許性のある対象ではないという判断を示しました。しかし同時に、自然発生的でなく、合成的に作成された DNA については、特許保護は可能であるとしました。最高裁はこうした結論を導くにあたり、人的な発明による貢献のない自然に発生するものに対する特許性を長きにわたって否定してきた判例を参考にしています。

*(Kelly G. Hyndman, Sughrue Mion, PLLC, Washington, DC, United States)*

---

### 各国部会

---

#### アイルランド : 英国の新たな州特許裁判所における実務者の体験 : AIPPI アイルランド部会セミナー—2013 年 4 月

AIPPI アイルランド部会は 2013 年 4 月、ダブリンにおいて、英国の州特許裁判所に関するセミナーを開催し、Claire O'Brien 氏 (Wragge & Co LLP) が、この新たな裁判所における実務や体験、さらに、その法域における紛争に関して、アイルランドの訴訟当事者が州特許裁判所をどのように活用できるかについて講演しました。

*(Shane Smyth, FRKelly, Dublin, Ireland)*

#### シンガポール : AIPPI シンガポール部会のニュース

AIPPI シンガポール部会は、Morris John 会長のリーダーシップの下、会員を増やしてきました。また、シンガポール知的財産庁 (IPOS) や法務省による知財関連プログラムにも積極的に協力し、次回の AIPPI 国際会議で話し合われる議題について、会員がレポートを発表する円卓会議などの活動も開催しています。

*(Susanna H.S. Leong, National University of Singapore, Singapore)*

---

## フィードバック

---

会員の皆様からのご意見・ご感想をお待ちしております。e-News あるいは AIPPI に関して気づいた点などありましたら、[enews@aippi.org](mailto:enews@aippi.org) までメールでお寄せください。

### ・寄稿のお願い

e-News に掲載する記事を読者の皆様から募集しています。寄稿の際には、e-News の[編集ポリシー／ガイドライン](#)に準拠していただくようお願いします。

e-News は、AIPPI (国際知的財産保護協会) が隔月で出版するニュースレターです。

### Adobe Reader のダウンロード

このメールが正しく表示されない場合は、[ウェブサイト](#)からご覧ください。  
配信を停止したい場合は、[Unsubscribe](#) から手続きを行ってください。

### 国際知的財産保護協会 (AIPPI)

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich

Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85

[enews@aippi.org](mailto:enews@aippi.org) | [www.aippi.org](http://www.aippi.org)

今号の作成者：AIPPI General Secretariat、Ching-Ying Chen

作成協力：AIPPI Secretary General、Stephan Freischem

編集／Communications Committee：

Chair：Charters Macdonald-Brown

Members: Johnny Fiandei

Kristian Fredrikson

Klaus Haft

Bernardo Herrerias

Jehyun Kim

Emmanuel Larere

Bianca Manuela Gutierrez

Bill Mayo

Petri Rinkinen

Robert Sacoff

Ana de Sampaio

## Matthew Swinn

### 免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。